

総行行第 165 号
令和 3 年 5 月 26 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードの積極的な取得及び健康保険証利用の促進について（依頼）

マイナンバーカードの普及については、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行う」とされたところです。

御案内のとおり、マイナンバーカードは、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等で利用可能であり、今後、運転免許証との一体化も検討されているなど、大きなメリットのあるカードです。

現在、総務省として、貴会にマイナンバーカードの普及促進に係る御協力をお願いしているところですが、別添の業界団体・個社の取組の好事例も参考の上、法人を含めた貴会の会員や各都道府県行政書士会に対しても、下記のとおりマイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進
 - 1) 周知に当たっては、以下のリーフレットの広報素材を情報提供してください。
 - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」
 - 2) 令和 3 年 3 月までに QR コード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QR コードを用いたオンライン申請を推奨しておりますので、併せて情報提供してください。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用に当たっての留意事項

周知に当たっては、以下の内容についても情報提供してください。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続した上で、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。
- ・プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしており、プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省 HP^{*}で公開しています。

※ 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)